

審 査 基 準

C - a - 7

令和4年5月25日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第63条第7項
処 分 の 概 要： 故障車両の整備確認
原権者(委任先)： 警察署長（高速道路交通警察隊長）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め： 道路交通法第63条（車両の検査等） 道路運送車両の保安基準
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 警察署の交通課、高速道路交通警察隊又は愛知県警察本部交通指導課指導企画係
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話（052）951-1611 内線5124
備 考：